

事 務 連 絡

令和 7 年 10 月 31 日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

「一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知）」等を踏まえた対応に係る調査結果等について

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げます。

令和 7 年 5 月 30 日付け当課事務連絡にて依頼いたしました調査（以下「本件調査」という。）においては、御協力を賜りまして誠にありがとうございました。

廃棄物処理事業を確実に実施し、構造的な賃上げを実現するためには、昨今の物価の状況なども踏まえた適切な委託料・処理料金が事業者を支払われることが重要であり、このような考えの下、一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための重要事項についてとりまとめ、必要な措置の実施に努めることについて、昨年通知を行ったところです（「一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知）」（令和 6 年 9 月 30 日付け環循適発第 2409302 号）。以下「9 月 30 日付け通知」という。）。

本件調査の結果につきまして、別添のとおり送付するとともに、本件調査結果を踏まえた留意事項について、下記のとおり取りまとめましたので、貴部（局）におかれては、9 月 30 日付け通知を踏まえ、引き続き一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための必要な措置の実施に努めていただくとともに、改めて 9 月 30 日付け通知の趣旨及び内容について、貴管内市町村に対し、周知徹底をお願いします。

なお、環境省では、9 月 30 日付け通知を受けた市町村の対応状況等について、今後もフォローアップ調査を行うことを予定している旨申し添えます。

記

1. 9月30日付け通知の趣旨について

足元では企業の人手不足感はバブル期以来の高水準まで増加しており、特に国内の雇用の7割を支える中小企業・小規模事業者で深刻な状況である。今後も我が国の生産年齢人口は減少し、労働供給制約がますます厳しくなることが見込まれ、加えて、他産業との人材確保の競争が厳しくなる中、地域の生活環境保全と公衆衛生の向上のために不可欠な一般廃棄物処理業の担い手を確保することは喫緊の課題であり、将来にわたって廃棄物処理事業を確実に実施し、構造的な賃上げを実現するためには、昨今の物価の状況なども踏まえた適切な委託料・処理料金が事業者を支払われることが重要である。

そのためには、需給の状況、原材料費及び人件費等最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、市町村において適切に予定価格を作成することが求められる。

これらの考えの下、関連指針、通知等を踏まえ、9月30日付け通知は、一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための重要事項について取りまとめたものである。

2. 市町村が条例で定める処理手数料について

市町村が条例で定める処理手数料（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第7条第12項に規定する手数料をいう。以下同じ。）について、適正な価格転嫁のための適切な環境整備を「行っていない」と回答したのは、668市町村であった。

廃棄物処理法第7条第1項の規定による許可を受けた者及び同条第6項の規定による許可を受けた者の一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に係る料金については、同条第12項の規定により、各市町村が条例で定める一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならないとされており、したがって、9月30日付け通知記1においては、「一般廃棄物処理業者が市民又は事業者から受け取る料金に対して労務費、原材料費、エネルギーコスト等が適正に転嫁されるためには、各市町村において必要に応じて適切な環境整備が行われる必要があることに留意されたい」としているものである。

「行った」及び「行う予定」と回答した中には、廃棄物担当学会議及び廃棄物処理委員会を年数回実施し、適宜見直しを実施している市町村や、企画部門・財政部門を中心に受益と負担の見直しを行い、条例改正案を提出予定としている市町村も見受けられたところである。このような取り組みを参考にいただき、適切な環境整備をお願いしたい。

3. 9月30日付け通知発出以降の対応について

市町村における主たる一般廃棄物の収集の委託（廃棄物処理法第6条の2第2項の委託をいう。許可業者への委託も含む。以下同じ。）案件¹について以下の調査を行った。

(1) 契約の受託者と受託料に関する交渉について

9月30日付け通知発出以降、一般廃棄物処理業務の契約の受託者と受託料に関する交渉の有無について調査したところ、交渉があった（受託者若しくは市町村又はその双方から交渉の申入れを行った）と回答した市町村は、415市町村であった。

受託者との契約に当たり、公表資料を用いる等、合理的な根拠を基に受託料に関する交渉を行うことはもちろん、契約期間内においても対応が求められており、9月30日付け通知記2(3)においては、「物件及び役務の契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応すること。」としており、一般廃棄物処理業務の委託契約においても、これを踏まえ、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に関する、契約後の状況の変化に応じた必要な契約変更の実施が求められる。

(2) 受託料の引き上げを行ったかについて

(1)において交渉があったと回答したうち、受託料の引き上げを行ったか、また、受託者が希望する価格を満額受け入れない場合には、その根拠や合理的な理由を説明したかについて調査したところ、145市町村が「行った（満額受け入れた）」と回答し、162市町村が「一部行った（満額は受け入れなかった）」又は「行わなかった」が合理的な理由を説明した旨回答があった。

一方、「一部行った（満額は受け入れなかった）」又は「行わなかった」が合理的な理由を説明しなかった旨回答したのは38市町村であった。

9月30日付け通知記2(1)においては、「受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重し、仮にこれを満額受け入れない場合には、その根拠や合理的な理由を説明することが求められる。」としており、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格について、仮にこれを満額受け入れない場合は、委託を行う市町村において、その根拠や合理的な理由を説明することが求められるものである。

¹ 市町村が収集を委託している一般廃棄物のうち、契約の金額（複数年で契約をしている場合は年あたりの金額。単価契約の場合は概算総額。）が一番大きい委託案件をいう。

(3)労務費上昇の理由の説明や根拠資料として求めた公表資料等について

(1)において交渉があったと回答したうち、労務費上昇の理由の説明や根拠資料として受託者に求めた公表資料等については、127 市町村が公表資料等に基づくものとしなかった旨回答があった。

その理由について確認すると、「収集運搬委託業務については複数年契約（３年）としているが、毎年度、発注者が労務単価等を見直し設計金額を改めて変更契約を締結することで、適正価格の確保に努めている。なお価格決定プロセスに受注者は関与しておらず、また資料を求めている。」との回答もあり、公表資料等に基づくものとしなかった旨の回答があったことのみをもって、９月３０日付け通知の趣旨に反するものではない。９月３０日付け通知記２(1)においては、「発注者が、労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、関係者がその決定プロセスに関与し、経済の実態が反映されていると考えられる・・・公表資料に基づくものとする。」としているところであり、入札・契約手続の運用においては、９月３０日付け通知記２(1)に例示したような公表資料を十分に踏まえた対応が求められる。

(4)価格転嫁の条項の有無について

委託の契約を行っているとは回答した 1,689 市町村について、一般廃棄物処理業務の契約について、受託者から労務費等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合に、その可否について迅速かつ適切に協議を行う旨の条項をあらかじめ契約に入れているかについて調査したところ、「はい」又は「入っていないが、他の手法により配慮をしている」と回答した市町村が 1,173 市町村であった。

９月３０日付け通知記２(1)においては、「受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うものとし、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮すること。」としており、一般廃棄物処理業務の委託の入札・契約手続の運用においては、受託者への配慮についても留意された。

(5)適切な予定価格の作成について

委託の契約を行っているとは回答した 1,689 市町村について、一般廃棄物処理業務の契約について、最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格を作成しているかについて調査したところ、「はい」と回答したのが 1,352 市町村であった。その回答の詳細について確認すると、「運転手及び作業員給料の労務単価は、国土交通省が公表している公共工事設計労務単価における関連職種の単価やその上昇率、総務省が公表している消費者物価指数、厚生労働省が公表している就労条件総合調査の法定外福利費を参考とし設定している。なお、燃料油は設計時の市の油種別契約単価を参考とし設定

している。」旨の回答があった一方、「いいえ」の回答として、「毎年定額となっている。」旨の回答があったところである。

9月30日付け通知記2(2)においては、「官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていることや最低賃金の引上げに向けた環境整備の観点等を踏まえ、需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成」等の適切な対策を講ずることが求められるとした上で、「一般廃棄物処理業務の委託契約に際しては、需給の状況、原材料費及び人件費（社会保険料相当額を適切に含み、かつ、各都道府県における最低賃金の改定額についても反映した額）等最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格を作成することが求められる。」としているところである。例えば、各都道府県の地域別最低賃金額の改定については、例年10月頃に発効することから、一般廃棄物処理業務の委託契約に際しての積算を行うに当たっては、その都道府県別の最低賃金の上昇率等も反映した額等最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格を作成されたい。

4. 9月30日付け通知の周知等について

9月30日付け通知の周知等について、「行った（契約担当部局や財政担当部局も含めて全庁的に）」と回答したのは、325市町村であった。

9月30日付け通知記3においては、「一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための取組については、・・・契約担当部（局）や財政担当部（局）も含めて全庁的に連携して対応されたい。」としているものである。

「行っていない」と回答した市町村はもちろん、「行った（廃棄物行政主管部局のみ）」と回答した市町村においては、契約担当部（局）や財政担当部（局）も含めて全庁的に連携して対応をお願いしたい。

なお、令和7年度地方財政計画²においては、物価高への対応として、ごみ収集や学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費（単独）に600億円が計上（前年度比+300億円。普通交付税の単位費用措置を3%程度引上げ。）されているところである。

5. 9月30日付け通知の記載内容について

9月30日付け通知を発出以降、9月30日付け通知において踏まえている「令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」等について、次のとおり更新等なされているものもあるため、9月30日付け通知を踏まえた必要な措置の実施等に際しては、これらも踏まえて対応されたい。

² 令和7年度地方財政計画の概要（<https://www.soumu.go.jp/iken/zaisei.html>）参照

(1) 9月30日付け通知記2(2)の記載について

9月30日付け通知記2(2)においては、「令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（以下「令和6年度基本方針」という。）第2「4」関係として、「官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていることや最低賃金の引上げに向けた環境整備の観点等を踏まえ、需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成、最低制限価格制度等の適切な活用、最低賃金額の改定や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に係る契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施等の適切な対策を講ずることが求められる。」と記載しているところであるが、「令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」³（以下「令和7年度基本方針」という。）第2「4」においては、これに加え、「特に、同様の事業でほとんど同じ予定価格を長年見直すことなく実施している事業がある場合は、多角的な市場調査を行い、最新の実勢価格等を踏まえた積算を行うこととする。また、複数年度にわたる契約については、入札の際に作成する予定価格に期中の価格変動を適切に見込む必要があることに留意する。」とされている。

(2) 9月30日付け通知記2(3)の記載について

9月30日付け通知記2(2)においては、令和6年度基本方針第2「4」（5）関係として、「物件及び役務の契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応すること。また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うものとし、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮すること。」と記載しているところであるが、令和7年度基本方針第2「4」（5）においては、これに加え、「主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰等の事象が発生した場合において、受注者から請負契約の内容の変更について協議の申出があった際には誠実に応じなければならない。なお、この場合における誠実な協議については、例えば、予算の不足や過去の変更契約実績がないことを理由に協議に応じないことがないように留意する。」及び「価格交渉促進月間のフォローアップ調査⁴において、国等が調査対象であると明示されたことを踏まえて、受注者から発注者として価格転嫁の状況を評価される立場であることを留意し、公共工事においては、コスト増加分の転嫁を行う条項を契約に適切に設定し、複数年度にわたる物件及び役務の契約においては、「労務費の指針」⁵を参考にして発

³ <https://www.meti.go.jp/press/2025/04/20250422001/20250422001.html>

⁴ 中小企業庁実施 (<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/index.html>)

⁵ 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日、内閣官房・公正取引委員会）(<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>)

注者として行動し国等から少なくとも年に 1 回以上の協議を行うように努めることとする。さらに、価格交渉の際には、直接の契約先だけでなく、再委託先を含めて適切に請負代金を設定するよう配慮することとする。」とされている。

なお、経済財政運営と改革の基本方針 2025⁶においては、「中小企業・小規模事業者の賃上げを促進するため、価格転嫁・取引適正化・・・に取り組む。」とされている。

(3) 9 月 30 日付け通知記 2 (3) の記載について

9 月 30 日付け通知記 2 (2) においては、「令和 6 年度地方財政計画においては、物価高への対応として、ごみ収集や学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費（単独）に 300 億円が計上（普通交付税の単位費用措置を 3 % 程度引上げ）されているところである。」と記載しているところであるが、令和 7 年度地方財政計画においては、本事務連絡記 4 のとおり、物価高への対応として、ごみ収集や学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費（単独）に 600 億円が計上（前年度比 + 300 億円。普通交付税の単位費用措置を 3 % 程度引上げ。）されている。

⁶ <https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2025/decision0613.html>